## ◎北烏山地区体育室をご利用の皆さまへ

## 「緊急事態宣言延長及び一部施設の利用再開について」

国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、5月31日(月)まで延長されたことを踏まえた区施設等の対応として、人流を抑制し感染を抑える観点から、屋内のスポーツ施設に関しては、5月12日(水)から5月31日(月)までの期間、施設利用を休止とする等、現行の対応を継続し、屋外のスポーツ施設に関しては、施設ごとの利用者向けガイドラインに沿った感染防止対策を徹底した上で、施設利用を可とします。なお、利用施設の開設時間については、20時までといたします。

## 【利用再開】 2021年5月12日(水)~

- 運動広場……9:00 ~ 19:00
- 第2運動広場……9:00 ~ 17:00

## 【利用中止延長】 2021年4月25日(日)~5月31日(月)

• 体育室、会議室

※ご利用の際は、別紙の利用における「遵守事項」「留意事項」を遵守していただきます。 皆さまのご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。

世田谷区スポーツ推進部 スポーツ推進課 北烏山地区体育室指定管理者 株式会社リバティヒル